

「支給認定証」について

「支給認定証」は、お子さんが保育園や幼稚園をご利用されるために必要な書類です。

お住まいの市

例えば 吹田市でしたら、吹田市児童部保育幼稚園室：06-6384-1592

豊中市でしたら、こども未来部子育て給付課：06-6858-2252

に申請され取得ください。

- 認定内容に変更があった場合、つまり、認定証申請のための書類記載内容（例えば住所・就労状況・保育を必要とする理由等）に変更があった場合には、新たな支給認定証の発行が必要です。
- 支給認定証の有効期間を超えて通園をご希望の場合には有効期間の延長手続きが必要です。
- 支給認定証を紛失された場合には再発行の手続きが必要です。

弊園には直近に発行された「支給認定証」のコピーをご提出ください。

願書ご提出時のほかに変更や再発行された場合にも速やかに「支給認定証」のコピーをご提出ください。

「支給認定証」に掲載の「支給認定区分」「保育必要量」「保育を必要とする理由」「有効期間」を確認しご利用の要件としております。